
けいざい早わかり 2015年度第9号

大筋合意に達したTPP

【目次】

- Q1. TPPが合意に達したそうですね…………… p.1
- Q2. どのような品目の関税が引き下げられるのですか？…………… p.2
- Q3. 関税以外の分野ではどのようなことが決まったのでしょうか？…………… p.4
- Q4. TPPは日本経済にどのような影響をもたらしますか？…………… p.4

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 主任研究員 中田 一良

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL: 03-6733-1070

Q1. TPPが大筋合意に達したそうですね

- 世界全体での貿易自由化はWTO(世界貿易機関)において交渉が行われていますが、2001年に交渉が開始されたドーハ開発ラウンドは、いまだに全体としての合意に至っていません。こうした中、二国間あるいは複数国間で貿易自由化などを進めるFTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)が積極的に締結されるようになってきました。世界各国は貿易や投資の自由化を推進し、それを経済成長へとつなげようとしているわけです。
- TPP(Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ)は、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4か国間で締結されたEPAを母体としています。2010年に米国やオーストラリアなどが加わって8か国での交渉が開始され、2013年には日本が加わり、12か国で交渉が行われてきました。TPPは、関税の原則撤廃という高い水準での貿易自由化を目指すとともに、投資、政府調達などに関するルールを含む幅広い分野で経済連携を図ることを目的としています。こうしたことから、TPPは、21世紀型の経済連携協定と言われています。
- TPP参加国の名目GDPの合計は約28兆ドルと世界のGDPの約4割を占めています(図表1)。したがって、TPPが合意に至れば、その影響はTPP参加国だけでなく、世界全体に及ぶ可能性があると考えられます。また、TPPは、APEC(アジア太平洋協力)が将来的な目標としているFTAAP(アジア太平洋自由貿易地域)の基礎となるものとみなされていることから、その動向に注目が集まってきました。

図表1. TPP参加国のGDPのシェアと日本の貿易に占めるシェア

(単位: %)

	世界のGDPに 占めるシェア	日本の貿易総額 に占めるシェア
米国	22.5	13.3
日本	6.0	-
カナダ	2.3	1.3
オーストラリア	1.9	4.1
メキシコ	1.7	1.0
マレーシア	0.4	2.9
シンガポール	0.4	1.9
チリ	0.3	0.7
ペルー	0.3	0.2
ニュージーランド	0.3	0.3
ベトナム	0.2	1.8
ブルネイ	0.0	0.3
合計	36.2	27.8

(注)2014年時点

(出所)IMF「World Economic Outlook Database」(2015年10月)、
財務省「貿易統計」より作成

- TPPの交渉分野は、関税撤廃などの「物品市場アクセス」、「投資」、「金融サービス」、「ビジネス関係者の一時的な入国」、「電子商取引」、「政府調達」、「知的財産」、「紛争解決」

など広範囲にわたります（図表2）。交渉には、米国をはじめとする先進国や、マレーシア、ベトナムといった新興国など、多様な国々が参加していることから、各国の利害が錯綜し、交渉は「物品市場アクセス」や「知的財産」を中心に難航しました。

- 2016年には米国で大統領選挙が予定されているなど、各国の今後の政治情勢を考慮すると、今回の交渉会合の機会を逃せば、大筋合意がかなり遠のくことが懸念されていました。こうした状況の下、各国が今回の会合で交渉を重ねてなんとか大筋合意にこぎつけました。今後は、大筋合意の内容を条文化して、署名した後、各国において批准手続きに入ります。参加国の批准を経てTPPが発効すれば、関税の削減・撤廃をはじめとする市場開放などを通じて、アジア太平洋地域において、貿易・投資がいっそう活発化すると考えられます。なお、発効にあたっては、参加国のGDPの合計の少なくとも85%を占める6か国以上の批准が必要となっており、実質的には米国か日本のどちらかが批准しない場合は発効しないことになります。

図表2. TPPの主な交渉分野

物品市場アクセス	投資	政府調達
原産地規則及び原産地手続	国境を超えるサービスの貿易	国有企業及び指定独占企業
税関当局及び貿易円滑化	金融サービス	知的財産
貿易救済	ビジネス関係者の一時的な入国	労働
衛生植物検疫(SPS)措置	電気通信	環境
貿易の技術的障害(TBT)	電子商取引	紛争解決

(出所)内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」より作成

Q2. どのような品目の関税が引き下げられるのですか？

- 日本は、農林水産物を中心に関税を削減・撤廃します（図表3）。日本の牛肉の関税率は、現在38.5%ですが、発効時には27.5%に、16年目以降は9%になります。日本の輸入牛肉（くず肉を除く）の99.9%は、オーストラリアや米国をはじめとするTPP参加国からのものであり、輸入牛肉のほぼすべての関税が削減されることになります。また、豚肉については、現在、高価格品に4.3%の関税がかけられていますが、発効から10年目には0%になります。低価格品には1キログラムあたり482円の関税がかけられていますが、10年目以降は50円になります。関税の削減により、牛肉、豚肉とも輸入量が急増した場合には、関税を引き上げる緊急輸入制限措置（セーフガード）が設けられ、畜産業者への打撃を緩和する措置が講じられます。
- 米、小麦、乳製品については、現在の貿易の枠組みや関税は維持されるものの、輸入枠が設けられます。米は、発効時に米国から年5万トン、オーストラリアから年0.6万トンの輸入枠を設定し（当初3年維持）、その枠は13年目以降、それぞれ7万トン、0.84万トンになります。小麦は、米国、カナダ、オーストラリアからの輸入枠が新設されるほか、マークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）が9年目までに45%削減されます。乳製品では、バターの入力枠が設定されるほか、チーズの中には関税が段階的に削減

され、16年目に撤廃されるものがあります。

- こうした農産物の関税の削減・撤廃などによって、企業は、海外から安く輸入することができるようになり、価格が安い農産物の輸入が増加することが考えられます。このことは、日本の農業にとっては、価格が安い海外の農産物との競争が激しくなることを意味します。品目によっては国産品の売上が減少し、日本の農業が打撃を受けることになると考えられます。こうした影響を受ける農家への支援を行うために、政府は「TPP総合対策本部」を設置する方針です。
- 他方、他の参加国は、乗用車や自動車部品をはじめとする工業製品の99.9%の品目の関税を撤廃します（即時撤廃の割合は金額ベースで76.6%）。米国の乗用車の関税は2.5%ですが、15年目から関税の削減を開始し、25年目に撤廃することになっています。また、自動車部品については、米国は主に2.5%の関税を課していますが、8割を超える品目について発効時に撤廃することになっています。自動車部品の関税撤廃により、日本の自動車メーカーの関税負担が軽減されるなど、他の参加国の工業製品の関税撤廃は、日本の輸出企業に恩恵をもたらすと考えられます。
- 工業製品だけでなく、日本から輸出する農産物についても、海外市場へのアクセスが改善されます。日本から米国に輸出する米は5年目、牛肉については15年目に関税が撤廃されます。牛肉については関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠が設定されます。このほか、ベトナム向けの水産物の関税が即時撤廃され、酒類については他の参加国すべてにおいて関税が撤廃されます。

図表3. 大筋合意の概要（関税関連）

日本の関税削減・撤廃等	
米	・ 米国、オーストラリアに国別枠を設定 米国：発効時5万トン（当初3年維持） 7万トン（13年目以降） オーストラリア：発効時0.6万トン（当初3年維持） 0.84万トン（13年目以降）
小麦	・ 米国、カナダ、オーストラリアに国別枠を設定。マークアップを9年目までに45%削減 米国：発効時11.4万トン 15万トン（7年目） カナダ：発効時4.0万トン 5.3万トン（7年目） オーストラリア：発効時3.8万トン 5.0万トン（7年目）
牛肉	・ セーフガード付で削減（現行38.5% 発効時27.5% 10年目20% 16年目以降9%）
豚肉	・ セーフガード付で削減。高価格品に対する従価税は現行4.3% 発効時2.2% 10年目以降0% 低価格品に対する従量税は現行482円/kg 発効時125円/kg 10年目以降50円/kg
乳製品	・ バターはTPP枠を設定（製品ベースで発効時3188トン 6年目以降3719トン） ・ チーズは、チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等は段階的に削減し、16年目に撤廃
水産物	・ あじ、さばは段階的に削減し、16年目（米国に対しては12年目）に撤廃 ・ 主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類等については段階的に削減し、11年目に撤廃
酒類	・ ワインは8年目、清酒、焼酎については11年目に撤廃
日本の輸出品に対する他の参加国の関税削減・撤廃等	
乗用車	・ 米国は15年目から削減開始、20年目に半減、25年目に撤廃。カナダは5年目に撤廃
自動車部品	・ 米国は8割以上を即時撤廃。カナダは9割弱を即時撤廃
米	・ 米国は5年目に撤廃
牛肉	・ 米国は15年目に撤廃。それまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（当初3000トン 最終年6250トン）に相当する数量の無税枠を設ける
水産物	・ ベトナムは、ぶり、さば、さんまなどすべての生鮮魚、冷凍魚について、即時撤廃
酒類	・ 他のすべての参加国において撤廃。米国、カナダ向けの清酒は即時撤廃

（出所）内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」、農林水産省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」により作成

Q3. 関税以外の分野ではどのようなことが決まったのでしょうか？

- ・ サービスや投資の分野では、原則としてすべての分野を自由化の対象とすることとし、例外とする分野などが列挙されるようになり、透明性が向上しました。このような中、さまざまな規制の緩和や撤廃が行われますが、日本企業の海外進出という観点からは、以下のようなことが挙げられます。
- ・ ベトナムでは、発効後5年間の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店に関して、出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査（経済需要テスト）が廃止されることになりました。マレーシアではコンビニへの外資の出資は現在は禁止されていますが、出資の上限が30%に緩和されます。
- ・ このほか、ベトナムでは、地場銀行への外資出資比率の規制が15%から20%へと緩和されます。マレーシアでは、外国銀行の支店数の上限が8支店から16支店へと拡大されるとともに、外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限が原則撤廃されます。
- ・ 政府調達分野では、ベトナム、マレーシア、ブルネイにおいて日本企業が市場参入できる機会を得ることになるほか、他の参加国においても、これまでと比べると、日本企業が参入する機会が増えることになり、ビジネスチャンスが拡大すると考えられます。
- ・ 知的財産分野では、バイオ医薬品のデータ保護期間が実質8年となったほか、著作権の保護期間がTPP参加国間で少なくとも70年に統一されました。現在の日本の著作権の保護期間は50年なので、20年間延長されることとなります。

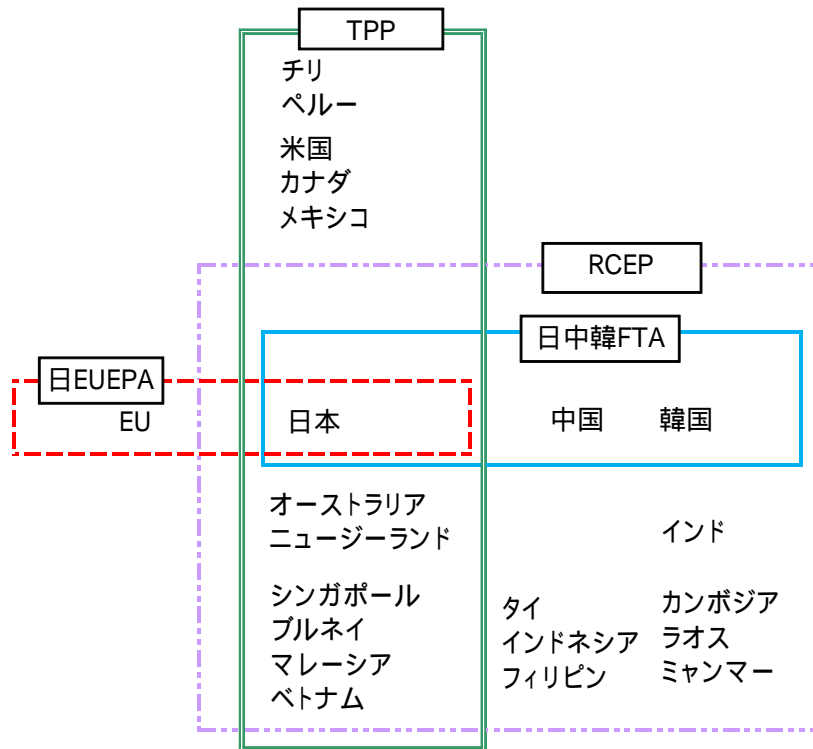
Q4. TPPは日本経済にどのような影響をもたらしますか？

- ・ TPPによりアジア太平洋地域における貿易や投資が活発化し、日本のGDPは長期的には押し上げられると考えられます。もっとも、TPP参加国が、乗用車や自動車部品をはじめとする工業製品の関税を撤廃するとはいえ、日本の製造業では、自動車製造業をはじめとして海外現地生産がすでに進展しています。また、工業製品はそもそも関税率がすでに低いものが多く、関税撤廃が輸出を押し上げる効果はそれほど大きくない可能性があります。日本の農産物を中心とする関税の削減・撤廃によって、家計の実質的な購買力が強まり、消費が増える可能性もありますが、関税の削減は段階的に行われるため、TPPが発効すると直ちにその効果が現れるわけではないと考えられます。こうしたことから、TPPが毎年の実質GDP成長率を押し上げる効果は限定的と考えられます。
- ・ 産業別にみると、農業は、関税の削減・撤廃により輸入が増加して、国産品の売上が減少すると考えられる一方、米国向けをはじめとして輸出機会が拡大します。食品加工業や外食産業は、農産物の関税の削減・撤廃により恩恵を受けることになるでしょう。また、日本の輸出企業は、他の参加国の工業品の関税の削減・撤廃などを通じて、恩恵を受けると考えられます。コンビニなどの小売業や銀行は、規制の撤廃や緩和によりマレーシアやベトナムに進出しやすくなり、建設業は海外の政府調達市場への参入する機会が拡大します。

少子高齢化が進み、国内市場の拡大が期待しづらくなる中、日本企業にとっては海外におけるビジネスチャンスが拡大することになります。こうした機会の拡大を、各企業が成長へと結び付けることができるかが鍵となってきます。

- ・ 現在、日本は、TPP以外に日EU E P A、日中韓 F T A、R C E P（東アジア地域包括的経済連携）といった、経済規模の大きな国・地域との貿易自由化（メガ F T A）に関する交渉を進めています（図表4）。こうした大規模な自由貿易圏を設立する構想は、日本がTPP交渉に参加する以前からありましたが、日本のTPP交渉参加をきっかけに現実化し、交渉が始まったと言うことができます。TPPの大筋合意を受けて、今後、他のメガ F T Aの交渉が加速する可能性があります。これらの交渉が妥結に至れば、日本企業にとって海外で活動を行いやすい環境がさらに整備されることになるでしょう。

図表4. 日本が交渉を進めているメガ F T A



(出所)外務省資料をもとに作成

お問合せ先 調査部 中田 一良

E-mail: chosa-report@murc.jp

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。